

第75条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔平成26年条例第41号〕、一部改正〔平成26年条例第58号〕

### 【趣旨】

本条は、法人のほか法人でない団体に対しても罰則を科すことができることを明らかにしているとともに、法人でない団体に対し罰則を科する場合においては、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定を準用することとしている。

本条は、ある犯罪が行われた場合に、行為者本人のほかに、その行為者と一定の関係にある他人（法人を含む。）に対しても刑を科す旨を定めた「両罰規定」の概念を有している。

両罰規定については、入湯税法違反に係る判例（昭和32年11月27日最高裁判所大法廷）において示されているとおり、事業主による従業員の選任及び監督その他違反防止につき必要な注意を尽くさなかった過失の存在を推定し、事業主においてその注意を尽くしたことの証明がなされない限り、事業主もまた刑責を免れないとする法意である。

### 【解説】

1 本条は、第74条に定める行為者のほかに、法人のほか法人でない団体や事業主に対する両罰規定を定めたものである。

2 「人の代理人」には、委任による代理人のほか、法定代理人も含まれる。

3 第74条第4号に関しては、指定催しを主催する者は、大きく分けて法人である場合又は自然人である場合が考えられるところ、昭和10年11月25日大審院判決では、「現行刑罰制裁法令ノ解釋トシテハ法人ノ代表者其ノ他ノ従業者カ法人ノ業務ニ関シ犯則行爲ヲ爲シタル場合ニ於テ法人ヲ以テ犯則行爲ノ主體ナリト爲スコトヲ得サルヲ原則トス」となっている。これは、「現行法令の刑罰、制裁に係る解釈としては、法人の代表者その他の従業者が法人の業務に関して犯則行為を犯したときは、法人は犯則行為の主体となり得ないことを原則とする。」ということを意味しており、法人には犯罪能力がないとされている。このことから、仮に指定催しを主催する者が法人である場合に、第63条の4第2項に反して火災予防上必要な業務に関する計画が所轄消防署長に提出されなかったときは、第74条の罰則規定によって処罰の対象となるのは、自然人である実際の行為者（法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者のうち、当該法人において当該提出を行う責任がある者）ということになる。また、第74条の罰則規定では、行為者本人が罰せられることとなるから、事業主である人が指定催しを行う際に、指定催しを主催する者として、代理人、使用人その他の従業者を使っている場合においても、処罰の対象となるのは、実際の行為者である当該代理人、使用人その他の従業者となる。しかし、これらの場合において、指定催しの開催により実際に利益を得ているのは、法人又は事業主である人であるため、法人自身又は事業主である人自身を処罰することとしなければ、罰則規定を設ける目的が十分に達成されない。

以上のことから、第74条の罰則規定により実際の行為者を処罰するのと同時に、法人又は事業主である人についても罰則を科すこととするため、法人の業務において第63条の4第2項に反して火災予防上必要な業務に関する計画が提出されなかった場合には、実際の行為者（法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者のうち、当該法人において当該提出を行う責任があった者）とともに

## 【第75条】

に当該法人も罰することとし、また、人の業務において第63条の4第2項に反して火災予防上必要な業務に関する計画が提出されなかった場合には、実際の行為者（事業主である人に、指定催しを主催する者として使われていた、代理人、使用人その他の従業者）とともに、当該事業主である人も罰することとしている。

4 平成26年札幌市条例第41号による改正前は、当該条を第74条として置き、「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条にかかる罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。」と定められていた。その後、平成26年の改正では、法人でない団体に対しても、法人の場合と同様に罰則を科すことができることを明らかにするための規定整備を行っているが、法人でない団体の場合には、代表者ではなく管理人が置かれている場合も考えられるため、これについても規定整備を行ったものである。さらに、本条について、ただし書を削除する規定整備を行ったが、当該ただし書の削除は、ただし書がなくても無過失免責は認められるものであるため、単に規定の整備を行うものであり、無過失免責について改める趣旨ではないものである。

なお、平成26年札幌市条例第58号による改正において、第72条に「防火対象物の消防用設備等の状況の公表」が新たに設けられたため、本条は第75条に繰り下げて規定している。